

情報ひろば

内容が変更になることがあります。詳しくはお問い合わせください。

お知らせ

9月定例会市議会を傍聴しませんか？

市議会では、市民の皆さんに議会活動や市政の方向性をお伝えするため、本会議の様子をYouTubeで配信しています。ご家庭のパソコンやスマートフォン、タブレット端末、各コミセンでご覧ください。利用状況によっては

12月支給分から児童手当制度が拡充されます

制度改正の内容

拡充前（9月分まで）		拡充後（10月以降）
中学校修了までの児童 (15歳になった最初の年度末まで)	支給対象	高校生年代までの児童 (18歳になった最初の年度末まで)
あり	所得制限	なし
1万5千円（3歳～小学校終了まで）	第3子以降 手当（月額）	3万円
18歳になった年度末まで（※高校生年代は加算カウントの対象で、支給対象ではありません。）	第3子加算 カウント	22歳になった年度末まで（※18歳年度末以降は、加算カウントの対象であり、支給対象ではありません。）
3回（2・6・10月）	支払月	6回（偶数月）

①新規申請が必要な人

- ・所得限度額を超えるため、現在児童手当(特例給付)を受給していない人
- ・中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童だけを養育している人

②増額申請が必要な人

- ・児童手当(特例給付)を受給している人で、高校生年代の児童について、過去に人吉市で児童手当を受給したことがない人

対象者に書類を送付しています。対象者で書類が届いていない人はお問い合わせください。

提出期限 10月31日(木)

③「監護相当・生計費の負担についての確認書」が必要な人

- ・高校生以下の児童のほかに、大学生年代（平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の生計費などを負担している人で、その児童を含め3人以上養育している人

市こども未来課こども福祉係（市役所1階7番窓口）にある書類に必要事項を記入し提出してください。書類は市ホームページからダウンロードすることもできます。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▶市ホームページ



問合せ 市こども未来課こども福祉係 ☎22-2111 内線1255

特別児童扶養手当は、次の要件に当てはまる児童を養育している父か母、または父母に代わって児童を養育している人に支給します。

【支給対象児童】
20歳未満で精神または身体に中度以上の障がいがある児童。ただし、障がいを理由に年金を受給する児童や、児童福祉施設などに入所している児童は対象になりません。

【手当額】
1級 月額5万5350円
2級 月額3万6860円

9月支払い分（7・8月分）の児童扶養手当（父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活と自立を助ける手当）は、9月11日(水)に指定の金融機関の口座に振り込みます。現況届を提出していない人などは支払いができません。至急手続きをしてください。

問合せ 市こども未来課こども福祉係

障害児福祉手当
月額1万5690円

※障がいを理由に年金を受給する人、児童福祉法などに定める施設に入所している人には支給されません。

【20歳未満】
特別障害者手当
月額2万8840円

※身体障害者福祉法などに定める施設に入所している人、病院または診療所に3カ月を超えて入院している人には支給されません。

【20歳以上】
常時介護が必要な最重度の在宅障がい者に対して、次の制度があります。

※所得制限があります。

問合せ 市福祉課障がい者支援係

「ご存じですか？
障害者手当制度」

大工団地・九日団地（災害公営住宅）の入居者を一般募集します

空き住戸への入居者を追加で募集します。応募が多かった場合は、抽選で決定します。入居可能時期は、令和7年3月ごろです。

大工団地・九日団地（災害公営住宅）の空き状況

団地名	間取り	入居人数	募集戸数
大工団地	1LDK	1人以上	1戸
	2LDK	2人以上	3戸
九日団地	1LDK	1人以上	5戸

申込期限 9月30日(月) (必着)

申込方法 市住宅政策課市営住宅係（市役所2階2-1番窓口）にある申込書に記入し、必要な書類を添えて提出してください。添付書類は「住宅に困っている理由」で変わります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 市住宅政策課市営住宅係 ☎22-2111 内線2232

- 敷金 家賃の3カ月分（入居契約時）
連帯保証人（全てを満たす人1人）
- ・人吉球磨在住
 - ・64歳以下
 - ・所得額100万円以上
 - ・公営住宅入居者以外

入居資格（全てを満たす必要があります）

- 同居の親族がいる人
※60歳以上の人や身体障がい者（1～4級）、精神障がい者（1～3級）、知的障がい者（A1～B2）の人などは単身入居できます。
- 市・県民税、固定資産税・国保税・軽自動車税などを滞納していない人
- 収入が一定基準額以下の人（政令月収15万8千円以下など）
- 住宅に困っている人（土地家屋を持っていない人）
- 暴力団員でない人

復旧復興状況

【お詫びと訂正】 広報ひとよし8月号（1180号）17頁「本市の水道水は安全性を確認しています」の内容に誤りがありました。訂正しお詫び申し上げます。
検査結果 茂ヶ野水源地：1ng/L未満、古仏頂水源地：1ng/L未満、井ノ口水源地：1ng/L未満